

国民年金保険料

**納付が困難なときは
免除・猶予制度を
受けることができます**

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の免除や若年者納付猶予(納付猶予)を受けることができます。本人や配偶者、世帯主の前年所得が要件を満たしている場合は、申請を行うことで保険料の全額または一部が免除(猶予)されます。手続きをせずに保険料を未納にしていると年金が受給できなくなる恐れがありますのでご注意ください。

7月から受け付け開始

現在、保険料の免除や猶予を受けている人は、6月までが承認期間です。継続を希望する人は手続きが必要です。

申請に必要なもの

年金手帳
※本人や配偶者などが離職した場合は「雇用保険被保険者離職票」など、転入した場合は「所得証明書」などが必要です。

継続審査を希望した人

現在、全額免除または納付猶予が承認中で、前回申請時に「継続審査の申出」をした人は、市役所で更新手続きの必要はありません。

ただし、後日送付される結果通知の確認が必要です。却下の場合でも、一部免除に該当する場合がありますのでご相談ください。

学生納付特例申請も受け付け中

学生で保険料の納付が難しい場合、前年所得が要件を満たせば、在学中の保険料の納付が猶予されます。今年度の申請が済んでいない人は早めに手続きをしてください。

申請に必要なもの

年金手帳、学生証
※代理申請の場合は、委任状、代理人の身分証明書、申請

者の印鑑などが必要です。

将来の年金への影響

免除期間は年金の受給資格期間に加算されますが、老齢基礎年金の額が全額納付に比べて減額されます。

また、納付猶予や学生納付特例の期間は、後払い(追納)をしなければ年金額に算入されません。免除などを受けていた期間の保険料は、10年以内であれば追納することができます。しかし、3年度目以降は加算金が発生するので、早めの納付がお得です。

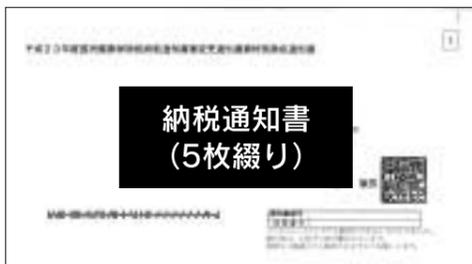
追納するときは、西福岡年金事務所へ納付書の発行を依頼してください。

シリーズ 国保 15

平成23年度国民健康保険税納税通知書を送付します②

平成23年度の国民健康保険税(国保税)の納付書は、従来の金融機関などに加えてコンビニでも納付可能になりました。

これにより昨年度までは、納税通知書5枚と納付書10期分10枚が1冊にまとめて綴られていましたが、今年度からは、5枚綴りの納税通知書1冊と納付書10期分10枚バラの組み合わせとなりました。



※口座振替や年金差引きの場合は納付書はありません。

ています。

紛失、納期の違いにご注意ください

金融機関の窓口やコンビニのレジで納付書を出すときは、納期の順番を間違えないようご注意ください。

取扱手数料は不要です

コンビニで納付する場合、手数料はかかりません。休日

や夜間でも納付できますのでぜひご利用ください。

納期限を過ぎるとコンビニでは利用できません

納付書に記載されている納期限を過ぎるとコンビニでは利用できません。金融機関などをご利用ください。

納税通知書をご確認ください

納税通知書には、今年度の国保税額の計算や個人別の明細などが記載されています(下表)。具体的な計算例は、広報いとしま5月1日号に、「よくあるお問い合わせQ&A」は、6月1日号に掲載していますので参考にしてください。

問い合わせ
糸島市国保年金課
☎(323)1111

納税通知書に記載されている内容

記載内容	納税通知書(5枚綴り)
平成23年度年間税額	2枚目「賦課計算」の右下「確定賦課額」をご覧ください。
税額の計算内訳	2枚目「賦課計算」の中段「所得割額」「均等割額」「平等割額」などをご覧ください。
期別の税額または年金差引きの税額	3枚目「期別税額」をご覧ください。
来年度4、6、8月の年金差引きの税額	3枚目「期別税額」の下段【特別徴収】の「仮徴収額」をご覧ください。
個人ごとの税額	4枚目「個人別明細」の医療分・介護分・支援分を合算してください。 ※平等割額は含まれていません。
平成23年度の税率	5枚目「税率」をご覧ください。 ※限度額以外の変更はありません。

東日本大震災により被災されたみなさまへ

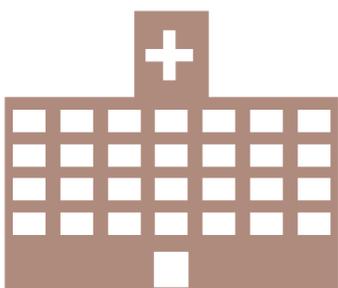
病院などで支払う一部負担金などの免除について

病院などで支払う一部負担金などの支払いが困難な人は、免除される場合があります。

●7月1日からは、加入している健康保険から発行される「一部負担金免除証明書」を病院などの窓口で提示する必要があります。

●平成24年2月29日までに受けた療養が対象となります。

※対象となる人の要件や手続きの方法など詳細については、加入している健康保険へお問い合わせください。



国民年金保険料の免除について

次の①、②に該当する人は、本人の申請に基づき全額免除になります。

- ①被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた人
- ②福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた人

申請方法 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市役所また近くの年金事務所へお問い合わせください。

申請期限 7月29日(金)

※口座振替を利用している人で、被災により今後の保険料納付が困難な人は、口座振替の停止手続きを行ってください。詳しくは、近くの年金事務所までご相談ください。



**国民年金の受給は
老齢年金だけでは
ありません**

また、本人が亡くなられたときは、条件に該当する遺族に遺族年金が支給されます。未納期間があると受給の対象にならない場合があります。納付が困難なときは保険料の免除や納付猶予などの申請をしましょう。

申請先 糸島市国保年金課

二丈・志摩支所総合窓口課

糸島市国保年金課
☎(323)1111
西福岡年金事務所
☎(833)6017